

利用上の注意（用語の解説）

この報告書は、文部科学省が統計法に基づいて実施し公表する「令和6年度学校基本統計（学校基本調査報告書）」のうち、神奈川県分について集計し取りまとめたものである。

1 学校調査・学校通信教育調査

- (1) 年齢は令和6年4月1日現在の満年齢である。
- (2) 学校数には分校及び休校中の学校を含む。
- (3) 学級種別
ア 単式学級：同一学年の児童生徒のみで編制している学級
イ 複式学級：2以上の学年の児童生徒で編制している学級
ウ 特別支援学級：学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒で編制している学級
- (4) 教員の「本務者」とは、当該校を本務校とする常勤（フルタイム）の教員のことで、「兼務者」とは本務者以外の者である。職員の「本務者」とは、常勤の職員又は勤務条件が常勤に準ずる職員のことである。
- (5) 中高一貫教育の実施形態
ア 併設型：学校教育法第71条の規定により、高等学校入学選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する形態
イ 連携型：学校教育法施行規則第75条及び第87条の規定により、簡便な高等学校入学選抜を行い、同一又は異なる設置者による中学校と高等学校を接続する形態
- (6) 義務教育学校は、前期課程（6年）及び後期課程（3年）からなる修業年限9年の小中高一貫教育校である。
- (7) 中等教育学校は、前期課程（3年）及び後期課程（3年）からなる修業年限6年の中高一貫教育校である。

2 卒業後の状況調査 - 中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（前期・後期課程）、特別支援学校（中学部・高等部） -

- (1) 「進学者」及び「入学者」には、進（入）学しかつ就職している者を含む。
- (2) 高等学校等進学者：高等学校（本科（全日制、定時制、通信制）・別科）、中等教育学校後期課程（本科（全日制、定時制）・別科）、高等専門学校及び特別支援学校高等部（本科・別科）へ進学した者
- (3) 大学等進学者：大学（学部・別科）、短期大学（本科・別科）、大学・短期大学の通信教育部、放送大学、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者
- (4) 専修学校（一般課程）等入学者：専修学校の一般課程（高等学校卒業等では高等課程を含む。）及び各種学校へ入学した者
- (5) 就職者等のうち「自営業主等」：個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者
就職者等の「常用労働者」のうち「無期雇用労働者」：雇用契約期間の定めのない者として就職した者
就職者等の「常用労働者」のうち「有期雇用労働者」：雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者
就職者等のうち「臨時労働者」：雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者
- (6) 就職者総数：令和2年3月以降（中学校は平成30年3月以降）の就職者総数は、「就職者等E」のうち「自営業主等」及び「無期雇用労働者」、「左記A、B、C、Dのうち就職している者（再掲）」、「左記E有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者（再掲）」の合計数、平成31年3月以前（中学校は平成29年3月以前）の就職者総数は、「就職者」及び「左記A、B、C、Dのうち就職している者（再掲）」の合計数
- (7) 左記及び不詳・死亡以外の者：家事手伝い、外国の学校に入学、無認可の予備校や私塾等に進学、予備校等に所属せず受験の準備をしている等、卒業後の状況は把握しているが他のどの項目にも属さない者

$$(8) \text{ 進 学 率 } = \frac{\text{進 学 者 総 数}}{\text{卒 業 者 総 数}} \times 100$$

$$(9) \begin{array}{l} \text{卒業者に占める} \\ \text{就職者の割合} \end{array} = \frac{\text{就職者総数(進(入)学しかつ就職している者を加えた全就職者数)}}{\text{卒 業 者 総 数}} \times 100$$

3 その他

- (1) 「—」：皆無又は該当数値なし
「…」：数値出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合
「△」：負の数
- (2) 「年度間」：4月1日から3月31日までの1年間
- (3) 百分率の表章は単位未満を四捨五入している。このため、構成比の合計は100%にならない場合がある。
- (4) 本報告書中の「同率」及び一部の「同数」の表記は、前年比などの算出の際に、小数点以下第2位を四捨五入した結果「0.0」又は「-0.0」となったものを示している。
- (5) 表中の単位（校・園・人等）は省略している。
- (6) 統計表中、市区町村の順番は総務省が告示した標準コードの順による。

調査の概要

1 調査目的

学校基本調査（基幹統計調査）は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とし、文部科学省が所管し昭和 23 年から毎年実施している。

2 調査対象

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、同法第 124 条に定める専修学校及び同法第 134 条第 1 項に定める各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に定める幼保連携型認定こども園

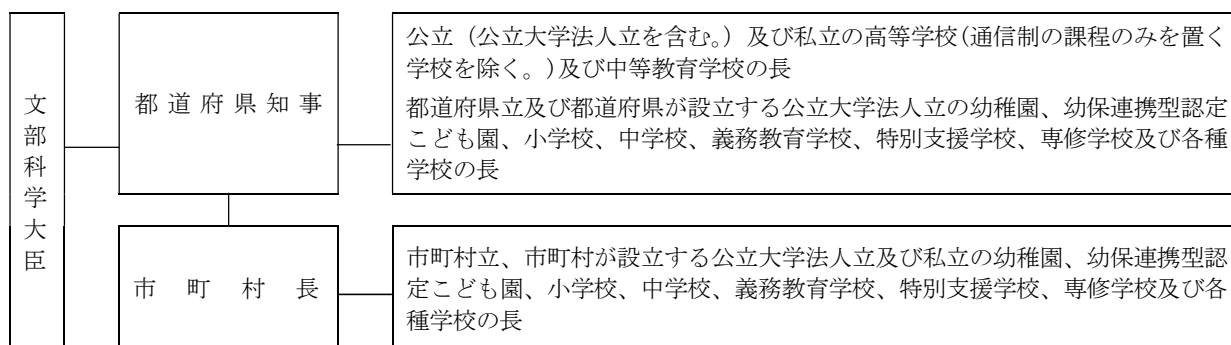
3 調査期日

令和 6 年 5 月 1 日現在

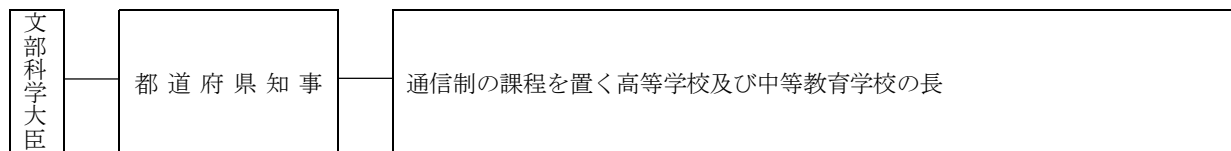
4 調査の種類、主な調査事項及び調査の方法

【学校調査】…………… 学校数、学級数、在学者数、教員数及び入学者数

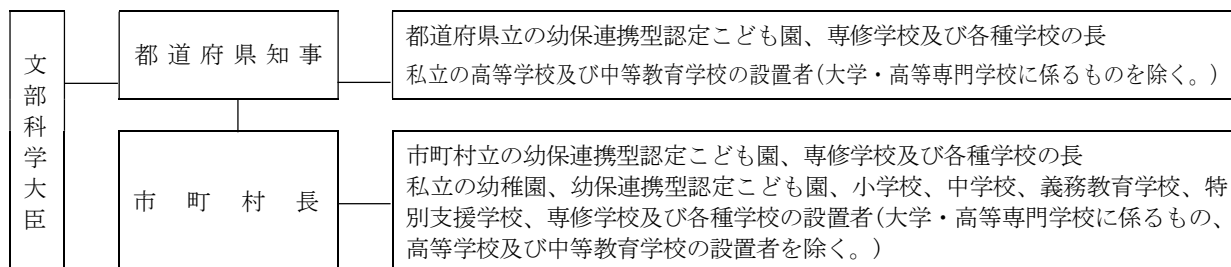
【卒業後の状況調査】…… 卒業者の進路状況（中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部・高等部）に限る。）



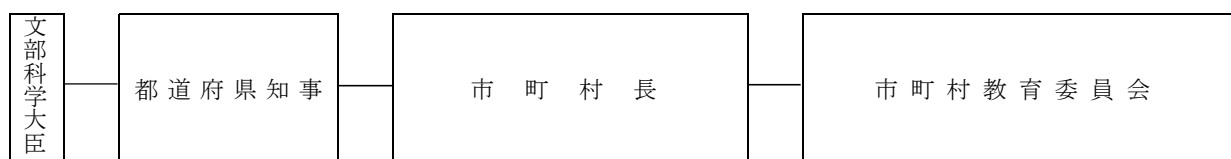
【学校通信教育調査】…… 学校数、生徒数、教員数、入学者数及び卒業生数



【学校施設調査】…… 学校の土地及び建物面積（私立学校及び公立の幼保連携型認定こども園、専修学校、各種学校に限る。）



【不就学学齢児童生徒調査】…… 就学免除者数、就学猶予者数、1 年以上居所不明者数及び死亡者数



※ なお、国立の諸学校は文部科学大臣が直接調査を実施している。